

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

1 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成23年6月30日現在の法令に基づいて作成しています。)

贈与前

経済産業大臣
の確認

贈与前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「**経済産業大臣の確認**」(*)を受けてください。

※ 「経済産業大臣の確認」は、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

贈与

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、**全部又は一定以上の非上場株式等**を取得する必要があります(8ページ参照)。

贈与税の申告期限
までの間

経済産業大臣
の認定

申告書の作成・
提出

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者(贈与者)の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ**提出**するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

1 会社の主な要件

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における会社の要件と同じです(2ページ参照)。

2 後継者である受贈者の主な要件

贈与の時ににおいて、

- (1) 会社の代表権を有していること
- (2) 先代経営者(贈与者)の親族であること
- (3) 20歳以上であること
- (4) 役員等の就任から3年以上を経過していること
- (5) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である贈与者の主な要件

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 贈与の時までに会社の役員を退任すること
- (3) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。

この特例の適用を受けた場合には、先代経営者(贈与者)が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等(この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限ります。)については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」(2ページ参照)の適用を受けることができますので、ご注意ください。

会社が「**経済産業大臣の確認**」及び「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件、並びにその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧いただけますのでご利用ください。

この特例の対象となる「**後継者**」は、**1つの会社につき1人**に限ります。

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

贈与税の
申告期限

納税猶予期間中
非上場株式等
の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合
「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における主な場合と同じです(3ページ参照)。

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を贈与税の申告期限後の5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

「継続届出書」
の提出

先代経営者
(贈与者)の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 申告期限後5年を経過した後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

先代経営者(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代経営者
(贈与者)の死亡

(相続開始)

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限ります。)について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限
までの間

経済産業大臣
の確認

◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「経済産業大臣の確認」(※)を受けてください。

※ ここでの「経済産業大臣の確認」は、2ページの「会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての『経済産業大臣の確認』」とは異なりますのでご注意ください。

申告書の作成・
提出

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法
4ページを参照してください。

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、3ページの表に掲げる場合となった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

なお、利子税の額は、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も申告期限後5年間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。



相続税の納税猶予の特例の適用に当たっての要件や納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、2~3ページの要件等と一部異なる場合がありますので、くわしくは税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、相続税の納税猶予の特例(3ページ)と異なり、贈与税の納税猶予の特例(7ページ上段)の提出期間が引継がれることになります。